

熊本県に対しての「まん延防止等重点措置」については、9月12日（日）まで適用が延長されます。

政府の要請、また各通知に基づき、熊本県内では7割の出勤回避について引き続き取り組みます。

当事務所を含め、熊本県内の各事務（管理）所において、少数の職員しか勤務していませんので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。

また、庁舎における対応を下記のとおりとさせていただいておりますのでご協力をお願いいたします。

1. 執務室内での職員との面会をご遠慮ください。面会が必要な場合、緊急の用件がある場合は総務課へご連絡ください。
2. 書類等の受け渡しがあれば総務課職員がお預かりいたします。
3. ご挨拶の名刺につきましては、事務所入口の名刺受にお願いいたします。

以上、大変ご迷惑をおかけしますが、よろしく申し上げます。

菊池川河川事務所長